

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第63号）（総合企画局国際化推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市国際交流会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、条例を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第63号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円
22,930	33,420	29,930
19,130	27,770	24,990
21,390	31,370	29,930
17,790	26,120	24,580
4,320	6,170	6,060
3,600	5,040	4,930
3,600	4,930	4,830
2,980	4,320	4,110
8,530	12,030	11,720
7,200	10,180	9,870
11,930	16,760	15,730
9,970	13,880	13,160

別表備考以外の部分中

を

」

「

円 23,360	円 34,040	円 30,480
19,480	28,280	25,450
21,790	31,950	30,480
18,120	26,600	25,030
4,400	6,280	6,180
3,660	5,130	5,020
3,660	5,020	4,920
3,030	4,400	4,190
8,690	12,250	11,940
7,330	10,370	10,050
12,150	17,070	16,020
10,160	14,140	13,400

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市国際交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市国際交流会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際化推進室)